

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管介護医療院管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における災害時等に備えたライフライン等の点検・確認及び備えについて

平素より、高齢者施設等における災害対策につきましては、適切な対応をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年台風15号、19号、平成30年台風21号及び平成30年7月豪雨においては、記録的な暴風による大規模な停電、断水、食料不足等が発生し、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要なマスク、手指消毒用エタノールの需給が逼迫し入手が困難になるなど、社会福祉施設等の運営に大きな影響を与え、ライフライン等の確保について改めて課題が顕在化しました。

高齢者施設等においては、日常生活上の支援が必要な高齢者が多数入所・利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、入所・利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、高齢者施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

つきましては、高齢者施設等におかれては、これまでも非常災害対策や感染症対策に適切に取り組んでいただいているところですが、今般の新型コロナウイルスや新型インフルエンザ（H21）、和歌山市漏水修繕事案（R1）を踏まえて、改めて、ライフライン等が寸断された場合の対応について、下記の項目を参考に点検確認いただくとともに、特に3日分以上の飲料水、食料、衛生用品等の備蓄、非常用電源の確保、断水への対応、事業継続計画（BCP）の策定、地域との連携体制の構築強化など必要な対策を速やかに進めていただき、災害時等に対する万全の備えをお願いします。

記

○ 高齢者施設等におけるライフライン等点検チェック項目（災害時に実際に行った取組等含む）

1. 断水への対応

<飲料水関係>

飲料水の備蓄（一人最低1日3リットル、3日以上）をしているか。

(注)災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、入所者・利用者・職員分だけでなく、十分な数を備蓄しておくこと。

<生活用水関係>

- 受水槽、防火水槽を設置しているか。
 - 停電時に、受水槽の水を使用できるか。（例：蛇口等を付けているか）
 - 近隣の給水場（浄水場）の場所を把握しているか。
 - 給水のための大容量（200ℓ、500ℓ等）ポリタンク等の簡易貯水タンクを準備しているか。
 - 衛生面を考慮しつつ、敷地内又は近隣に井戸（水）があるか、又は設置（井戸掘り）を検討しているか。
 - 近隣で利用できる湧き水等地下水の場所を把握しているか。
 - 災害時協力井戸（市町村に登録）の場所を把握しているか、あるいは酒造会社等と井戸水確保のための協定等を行っているか。
 - 水が使えないことを想定し、紙皿や紙コップ、割りばし、使い捨てスプーン等を備蓄しているか。
 - 節水のため、食器を汚さないよう食器にかぶせるラップや紙皿などを備蓄しているか。
 - 入浴できない緊急時に使用する清拭用ウェットティッシュ等を備蓄しているか。
 - 給水、入浴のための大容量折りたたみ式簡易プールを確保しているか。
- (注)断水になる時間が事前に分かる場合は、断水前に必ず風呂等に貯水しておくこと。

<汚水・下水・浄化槽関係>

- 携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。
- (注)停電からの浄化槽等の再起動に建設業者からの工事現場用大型発電機の借用も検討
- (注)浄化槽への流入を少なくするため、職員分は仮設トイレ利用も検討

<衛生関係>

- 全国的な感染症の発生に備え、マスク、消毒用品、使い捨て手袋、ペーパータオル等を備蓄しているか。
- 断水期間中の感染症や食中毒の予防、まん延防止のための水や消毒用品を備蓄しているか。
- トイレ使用后や調理の際に手洗いができない場合に備えて、擦り込み式エタノール剤やウェットティッシュ等を備蓄しているか。
- 水等の消毒に使用できる消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）を備蓄しているか。
- 衛生用のための吊り下げ式カラン付き手洗い器「吊り手水器」を確保しているか。

<食事関係>

- 緊急時に提供する食品の組み合わせ（非常用献立）を作成しているか。
- 厨房が使用できない場合の食事提供方法を検討しているか。
- 給食を委託している場合は、食材の確保等災害時の対応を確認しているか。
- 調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

2. 停電への対応

<非常用自家発電機関係>

① 非常用自家発電機（備え付け、ポータブル等）が有る場合

- 燃料を備蓄しているか。
- 緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。

定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。

(注)自家発電装置（備え付け）を電源に活用

(注)ポータブル発電機（複数台）を電源に活用

(注)プロパンガス（L Pガス）発電を電源に活用

(注)電気自動車から電源を確保し、車載用インバーター発電機で発電

(注)乾電池式ランタンで各居室を照明

② 非常用自家発電機（備え付け、ポータブル等）が無い場合

生命維持に必要な医療機器（人工呼吸器・酸素吸入器・喀痰吸引、AED 等）は停電しても使用できることを確認しているか。

医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況、夏場のエアコンの稼働などを踏まえ、非常用自家発電機の速やかな導入を検討しているか。（難しければ、レンタル等の代替措置）

停電時には速やかに可搬式発電機を確保できるよう、建設業者、電気設備業者、燃料業者（石油・L Pガス）、鮮魚店（氷）等と災害時の協力体制（借入契約等の締結）を取っているか。

系列施設や法人内等から非常用自家発電機等を融通できる体制となっているか。

停電時に自動車販売会社と電気自動車を貸与（無償・有償）できるよう協力体制を取っているか。

医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の数を常に把握しているか。

<電力・電灯（照明）関係>

照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

(注)津波等によるキュービクル式高圧受電設備の浸水を避けるため、新規設置または入れ替え時等には、基礎の嵩上げや屋上への設置などの対策を考慮すること。

<防寒・暑さ対策関係>

石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

暑さ対策のための扇風機、移動式冷却機（スポットクーラー）等を確保しているか。

<介護機器関係>

医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。

人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

人工透析が必要な入所者の数を常に把握しているか。

3. ガス停止への対応

カセットガスコンロ及びカセットボンベ等の備蓄をしているか。

(注)比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

小容量のプロパンガスボンベを確保（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）しているか。

- 調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。（再掲）

4. 通信停止への対応

- 通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。
- 複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。
- 災害時に使用できるパソコンは複数確保しているか。
- (注)緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。
- 入所者・利用者の最新情報は、電子媒体以外にあるか、確認できるか。

5. 食事（給食食材含む）への対応

- 災害時に食材が届かない場合、自ら調達する手段やルートを確認しているか。
- 委託給食の場合、災害時対応を委託契約に盛り込んでいるか。
- 入所者の状態に応じた種類・形態の食材（食事：嚥下食・きざみ食・ミキサー食・ソフト食など介護食）を備蓄しているか。
- 職員用の食材を備蓄しているか。
- 災害時用の献立を準備しているか。

6. 薬の備蓄

- 入所者の服用している薬を記録（お薬手帳、防災手帳等）しているか。
- 常用している薬は3日分程度、保管しているか。
- 救急用医薬品や医療用品（便秘薬、鎮痛薬、かぜ薬、絆創膏、ガーゼ、包帯等）を保管しているか。
- 生命維持に必要な医療機器（人工呼吸器・酸素吸入器・喀痰吸引、AED 等）は停電しても使用できることを確認しているか。（再掲）
- 生命維持に必要な医療機器や医薬品の保管庫は落下、転倒防止の措置がされているか。
- 非常時に支援してくれる医療機関や薬局を把握しているか。

7. 衛生物資の備蓄

- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザの発生後は、品不足などにより、マスク、手指消毒用エタノールなどの感染予防に必要となる物品の入手が困難になるため、1日の必要量を把握し、2ヶ月程度の使用量を目安に備蓄しているか。

8. 各種物資の備蓄等

- 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握し、備蓄しているか。
- 上記備蓄については、入所者・利用者の分以外に、職員分についても備蓄しているか。
- (注)消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。（期限切れ前に使用）
- (注)入所者・利用者だけでなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。
- (注)備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

9. 災害時等の事業継続

- 実効性のある事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定しているか。
- 災害時等に迅速適切な行動がとれるよう、策定した事業継続計画を全職員に周知徹底しているか。
- 最新の状況に応じて、定期的に事業継続計画の見直しを行っているか。